

砂川市道路占用料徴収条例新旧対照表

現 行	改 正 後												
(占用料の額) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月末満のものについての占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に <u>100分の110を乗じて得た額</u> （その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に <u>100分の110を乗じて得た額</u> （その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。	(占用料の額) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月末満のものについての占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、 <u>当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額</u> （その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、 <u>当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額</u> （その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。												
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th><th>単位</th><th>占用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物</td><td>1本につき 1年</td><td>350円 540円 730円 320円 500円 690円 32円 3円</td></tr> </tbody> </table>	占用物件	単位	占用料	法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	1本につき 1年	350円 540円 730円 320円 500円 690円 32円 3円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th><th>単位</th><th>占用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物</td><td>1本につき 1年</td><td>380円 580円 780円 340円 540円 740円 34円 3円</td></tr> </tbody> </table>	占用物件	単位	占用料	法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	1本につき 1年	380円 580円 780円 340円 540円 740円 34円 3円
占用物件	単位	占用料											
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	1本につき 1年	350円 540円 730円 320円 500円 690円 32円 3円											
占用物件	単位	占用料											
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	1本につき 1年	380円 580円 780円 340円 540円 740円 34円 3円											

現 行				改 正 後			
	類	トルにつき 1年		類	トルにつき 1年		
	地下に設ける電線その他の線類		<u>2円</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>2円</u>	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1年	<u>310円</u>	路上に設ける変圧器	1 個につき 1年	<u>330円</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	<u>190円</u>	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	<u>200円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1 個につき 1年	<u>630円</u>	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1 個につき 1年	<u>680円</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>270円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>280円</u>	
	広告塔	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	<u>960円</u>	広告塔	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	<u>670円</u>	
	その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	<u>630円</u>	その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	<u>680円</u>	
	法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの 長さ 1 メー トルにつき 1年	<u>13円</u>	法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの 長さ 1 メー トルにつき 1年	<u>14円</u>	
		外径が0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの	<u>19円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの	<u>20円</u>	
		外径が0.1メートル以上0.15メ ートル未満のもの	<u>28円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メ ートル未満のもの	<u>30円</u>	
		外径が0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの	<u>38円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの	<u>41円</u>	
		外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの	<u>57円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの	<u>61円</u>	

現 行				改 正 後			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		81円
			130円				140円
			190円				200円
			380円				410円
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	630円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年
	法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	10円		法第32条第1項 第6号に掲げる 施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	96円		その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月
	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	96円	政令第7条第1 号に掲げる物件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	67円
		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	960円			表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	670円
	標識	1本につき	500円		標識	1本につき	540円

現 行				改 正 後				
	旗ざお	1年			1年			
		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日		1本につき 1日	<u>10円</u>		
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	その他のもの	1本につき 1月		1本につき 1月	<u>96円</u>		
		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	その面積 1平方メートルにつき 1日		その面積 1平方メートルにつき 1日	<u>10円</u>		
	アーチ	その他のもの	その面積 1平方メートルにつき 1月		その他のもの	<u>96円</u>		
		車道を横断するもの	1基につき 1月		車道を横断するもの	<u>960円</u>		
	政令第7条第2号に掲げる工作物	その他のもの			その他のもの	<u>480円</u>		
		占 用 面 積 1 平方メートルにつき 1 年			占 用 面 積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>630円</u>		
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占 用 面 積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>96円</u>	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占 用 面 積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>67円</u>
	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占 用 面 積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>63円</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占 用 面 積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>68円</u>
	政令第7条第11号に掲げる応急の仮設建築物		占 用 面 積 1 平方メートルにつき 1 年	近傍類似の土地の時価に 0.019 を乗じて得た	政令第7条第11号に掲げる応急の仮設建築物		占 用 面 積 1 平方メートルにつき 1 年	近傍類似の土地の時価に 0.023 を乗じて得た

現 行				改 正 後			
	上空に設けるもの		額 近傍類似の 土地の時価 に 0.024 を 乗じて得た 額		上空に設けるもの		額 近傍類似の 土地の時価 に 0.023 を 乗じて得た 額
	その他のもの		額 近傍類似の 土地の時価 に 0.034 を 乗じて得た 額		その他のもの		額 近傍類似の 土地の時価 に 0.033 を 乗じて得た 額
	政令第7条第12号に掲げる器具		額 近傍類似の 土地の時価 に 0.034 を 乗じて得た 額		政令第7条第12号に掲げる器具		額 近傍類似の 土地の時価 に 0.033 を 乗じて得た 額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

現 行	改 正 後
<p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月末満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p>	<p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月末満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。